



# 鳥取県公報

平成 26 年 3 月 28 日 (金)  
号外第 46 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 病院局管 理規程	鳥取県病院局組織規程の一部を改正する規程 (1) (総務課) . . . . . 2
	鳥取県病院局に勤務する職員の職の設置に関する規程の一部を改正する規程 (2) (〃) . . . . . 5
	鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 (3) (〃) . . . . . 6
	鳥取県営病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程 (4) (〃) . . . . . 8
	鳥取県立中央病院院内保育所設置運営規程の一部を改正する規程 (5) (〃) . . . . . 10

# 病 院 局 管 理 規 程

鳥取県病院局組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成26年 3 月 28 日

鳥取県営病院事業管理者 渡 部 哲 哉

## 鳥取県病院局管理規程第 1 号

鳥取県病院局組織規程の一部を改正する規程

鳥取県病院局組織規程（平成 7 年鳥取県病院局管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																				
<p>(病院の内部組織の設置)</p> <p>第 5 条 次の表の第 1 欄に掲げる病院ごとに、同表の第 2 欄に掲げる局、室及びセンターを置き、その事務を所掌させるため、同表の第 3 欄に掲げる科、室、部及び課を置き、鳥取県立中央病院医療局の内科及び放射線科の事務を所掌させるため、同表の第 4 欄に掲げる室を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3" style="width: 20%;">鳥取県立中央病院</td> <td style="width: 20%;">略</td> <td style="width: 60%;"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">事務局</td> <td style="border: 2px solid black;">新病院建設推進室</td> </tr> <tr> <td>総務課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">鳥取県立厚生病院</td> <td rowspan="4">医療局</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>放射線科</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">病理診断科</td> </tr> <tr> <td>麻酔科</td> </tr> <tr> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(病院の所掌事務)</p> <p>第 6 条 病院の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="width: 15%;">事務局</td> <td style="width: 15%; border: 2px solid black;">新病院建設推進室</td> <td style="width: 70%;">中央病院の建設に関すること。</td> </tr> <tr> <td>総務課</td> <td>1 病院の事務の総合調整に関すること。 2 公印及び文書（他の所掌に属するものを除く。）の管理に関すること。</td> </tr> </table>	鳥取県立中央病院	略		事務局	新病院建設推進室	総務課		略		鳥取県立厚生病院	医療局	略	放射線科	病理診断科	麻酔科	略	略			略			事務局	新病院建設推進室	中央病院の建設に関すること。	総務課	1 病院の事務の総合調整に関すること。 2 公印及び文書（他の所掌に属するものを除く。）の管理に関すること。	<p>(病院の内部組織の設置)</p> <p>第 5 条 次の表の第 1 欄に掲げる病院ごとに、同表の第 2 欄に掲げる局、室及びセンターを置き、その事務を所掌させるため、同表の第 3 欄に掲げる科、室、部及び課を置き、鳥取県立中央病院医療局の内科及び放射線科の事務を所掌させるため、同表の第 4 欄に掲げる室を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3" style="width: 20%;">鳥取県立中央病院</td> <td style="width: 20%;">略</td> <td style="width: 60%;"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">事務局</td> <td>総務課</td> </tr> <tr> <td>略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">鳥取県立厚生病院</td> <td rowspan="4">医療局</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>放射線科</td> </tr> <tr> <td>麻酔科</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">検査科</td> </tr> <tr> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(病院の所掌事務)</p> <p>第 6 条 病院の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="width: 15%;">事務局</td> <td style="width: 15%;">総務課</td> <td style="width: 70%;">1 病院の事務の総合調整に関すること。 2 公印及び文書（他の所掌に属するものを除く。）の管理に関すること。</td> </tr> </table>	鳥取県立中央病院	略		事務局	総務課	略		略		鳥取県立厚生病院	医療局	略	放射線科	麻酔科	検査科	略	略			略			事務局	総務課	1 病院の事務の総合調整に関すること。 2 公印及び文書（他の所掌に属するものを除く。）の管理に関すること。
鳥取県立中央病院		略																																																			
		事務局	新病院建設推進室																																																		
	総務課																																																				
	略																																																				
鳥取県立厚生病院	医療局	略																																																			
		放射線科																																																			
		病理診断科																																																			
		麻酔科																																																			
	略																																																				
略																																																					
略																																																					
事務局	新病院建設推進室	中央病院の建設に関すること。																																																			
	総務課	1 病院の事務の総合調整に関すること。 2 公印及び文書（他の所掌に属するものを除く。）の管理に関すること。																																																			
鳥取県立中央病院	略																																																				
	事務局	総務課																																																			
		略																																																			
	略																																																				
鳥取県立厚生病院	医療局	略																																																			
		放射線科																																																			
		麻酔科																																																			
		検査科																																																			
	略																																																				
略																																																					
略																																																					
事務局	総務課	1 病院の事務の総合調整に関すること。 2 公印及び文書（他の所掌に属するものを除く。）の管理に関すること。																																																			

		<p>3 病院の職員の人事及び労務に関すること。</p> <p>4 病院の職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関すること。</p> <p>5 病院の職員の研修に関すること。</p> <p>6 病院の職員の衛生管理及び厚生福利に関すること。</p> <p>7 法令による申請、報告及び諸届に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>8 資産（器械及び備品を除く。）の取得、管理及び処分に関すること。</p> <p>9 施設の管理及び保全に関すること。</p> <p>10 施設の営繕に関すること。</p> <p>11 他の所掌に属しないこと。</p>
	略	
略		

(職制)

第7条 略

2～4 略

5 前項の長の職務を補佐し、長に事故がある場合にその職務を代行させるため、必要があると認めるときは、病院に副院長を、医療局、医療技術局及び事務局に副局長を、看護局に副局長及び看護師長を、薬剤部に副部長を、医療安全対策室、感染防止対策室、医療安全・感染防止対策室、医療情報管理室、女性職員支援室、血液浄化室、中央放射線室、中央検査室、リハビリテーション室、臨床工学室、栄養管理室、中央滅菌材料室、新生児集中治療室及びがん相談支援室に副室長を、新病院建設推進室に室長補佐を、救命救急センター、ハイケアセンター、周産期母子センター、中央手術センター、地域連携センター、臨床研修センター及び糖尿病教育センターに副センター長を置くことができる。

6・7 略

		<p>3 病院の職員の人事及び労務に関すること。</p> <p>4 病院の職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関すること。</p> <p>5 病院の職員の研修に関すること。</p> <p>6 病院の職員の衛生管理及び厚生福利に関すること。</p> <p>7 法令による申請、報告及び諸届に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>8 資産（器械及び備品を除く。）の取得、管理及び処分に関すること。</p> <p>9 施設の管理及び保全に関すること。</p> <p>10 施設の営繕に関すること。</p> <p>11 他の所掌に属しないこと。</p>
	略	
略		

(職制)

第7条 略

2～4 略

5 前項の長の職務を補佐し、長に事故がある場合にその職務を代行させるため、必要があると認めるときは、病院に副院長を、医療局、医療技術局及び事務局に副局長を、看護局に副局長及び看護師長を、薬剤部に副部長を、医療安全対策室、感染防止対策室、医療安全・感染防止対策室、医療情報管理室、女性職員支援室、血液浄化室、中央放射線室、中央検査室、リハビリテーション室、臨床工学室、栄養管理室、中央滅菌材料室、新生児集中治療室及びがん相談支援室に副室長を、救命救急センター、ハイケアセンター、周産期母子センター、中央手術センター、地域連携センター、臨床研修センター及び糖尿病教育センターに副センター長を置くことができる。

6・7 略

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

鳥取県病院局に勤務する職員の職の設置に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成26年 3 月 28 日

鳥取県営病院事業管理者 渡 部 哲 哉

## 鳥取県病院局管理規程第 2 号

鳥取県病院局に勤務する職員の職の設置に関する規程の一部を改正する規程

鳥取県病院局に勤務する職員の職の設置に関する規程（平成 7 年鳥取県病院局管理規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表（第 2 条関係）</p> <p>院長、理事監、副院長、局長、副局長、部長、センター長、副センター長、医長、副医長、看護師長、副部長、室長、副室長、<u>室長補佐</u>、副看護師長、臨床検査主任、薬剤主任、臨床心理主任、理学療法主任、作業療法主任、言語聴覚主任、視能訓練主任、臨床工学主任、看護主任、管理栄養主任、歯科衛生主任、診療放射線主任、課長、参事、課長補佐、主幹、係長、副主幹、機械技師、電気技師、臨床検査技師、医師、歯科医師、薬剤師、臨床心理士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、臨床工学技士、看護師、准看護師、助産師、管理栄養士、歯科衛生士、診療放射線技師、主事、医療ソーシャルワーカー、診療情報管理士、企業出納員、現金取扱員、運行管理主任、物流管理主任、メッセージャー長、ボイラ技士長、調理師長、副調理師長、現業主事、自動車整備士、運転士、交換手、ボイラ技士、調理師、調理員及び医療助手</p>	<p>別表（第 2 条関係）</p> <p>院長、理事監、副院長、局長、副局長、部長、センター長、副センター長、医長、副医長、看護師長、副部長、室長、副室長、副看護師長、臨床検査主任、薬剤主任、臨床心理主任、理学療法主任、作業療法主任、言語聴覚主任、視能訓練主任、臨床工学主任、看護主任、管理栄養主任、歯科衛生主任、診療放射線主任、課長、参事、課長補佐、主幹、係長、副主幹、機械技師、電気技師、臨床検査技師、医師、歯科医師、薬剤師、臨床心理士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、臨床工学技士、看護師、准看護師、助産師、管理栄養士、歯科衛生士、診療放射線技師、主事、医療ソーシャルワーカー、診療情報管理士、企業出納員、現金取扱員、運行管理主任、物流管理主任、メッセージャー長、ボイラ技士長、調理師長、副調理師長、現業主事、自動車整備士、運転士、交換手、ボイラ技士、調理師、調理員及び医療助手</p>

### 附 則

この規程は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成26年3月28日

鳥取県営病院事業管理者 渡 部 哲 哉

**鳥取県病院局管理規程第3号**

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

第1条 鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第4（第3条、第4条関係） 行政職給料表級別職務分類表		別表第4（第3条、第4条関係） 行政職給料表級別職務分類表	
職務の級	職務	職務の級	職務
略		略	
4級	1～3 <u>4</u> 室長補佐の職務 <u>5</u> 略	4級	1～3 略 <u>4</u> 略
5級	1～3 略 <u>4</u> 困難な業務を処理する室長補佐の職務 <u>5</u> 略	5級	1～3 略 <u>4</u> 略
6級	1・2 略 <u>3</u> 室長の職務 <u>4</u> 略	6級	1・2 略 <u>3</u> 略
略		略	
別表第7（第7条、第20条関係）		別表第7（第7条、第20条関係）	
職	区分	職	区分
略		略	
局長 課長（局総務課の課長に限る。） 部長（薬剤部長に限る。） 副局長（医療局の副局長を除く。） センター長（中央手術センター長又は地域連携センター長に限る。） <u>室長（新病院建設推進室長に限る。）</u> 副室長（医療安全対策室及び医療安全・感染防止対策室の副室長に限る。） <u>参事（管理者が必要と認めた者に限る。）</u>	3種	局長 課長（局総務課の課長に限る。） 部長（薬剤部長に限る。） 副局長（医療局の副局長を除く。） センター長（中央手術センター長又は地域連携センター長に限る。） 副室長（医療安全対策室及び医療安全・感染防止対策室の副室長に限る。）	3種
室長（中央放射線室長、中央検査室長、	4種	室長（中央放射線室長、中央検査室長、	4種

リハビリテーション室長、臨床工学室長 及び栄養管理室長に限る。)	リハビリテーション室長、臨床工学室長 及び栄養管理室長に限る。)
参事	

第2条 鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を次のように改正する。

別表第8を次のように改める。

別表第8（第7条関係）

給料表	職務 の級	区分	管理職手当月額			
			病院以外の職員		病院の職員	
			再任用職員以外の 職員	再任用職員	再任用職員以外の 職員	再任用職員
行政職 給料表	8級	2種	90,600円	76,900円	81,600円	69,200円
	7級	2種	85,300円	70,300円	76,800円	63,200円
		3種	68,300円	56,200円	64,100円	49,500円
	6級	3種	64,100円	49,500円	56,100円	43,400円
4種		56,100円	43,400円	48,100円	37,100円	
医療職 給料表 (1)	4級	1種	135,500円	114,000円	135,500円	114,000円
		2種	108,300円	91,200円	108,300円	91,200円
		3種	86,700円	73,000円	86,700円	73,000円
	3級	2種	101,200円	76,900円	101,200円	76,900円
		3種	80,900円	61,500円	80,900円	61,500円
医療職 給料表 (2)	7級	2種	84,400円	71,900円	76,000円	64,800円
		3種	67,600円	57,600円	64,100円	50,800円
	6級	3種	64,100円	50,800円	56,100円	44,400円
		4種	56,100円	44,400円	48,100円	38,100円
医療職 給料表 (3)	7級	2種	85,100円	73,100円	76,600円	65,800円
		3種	68,200円	58,500円	59,600円	51,200円
	6級	3種	66,800円	51,300円	58,500円	44,900円
		4種	58,500円	44,900円	50,100円	38,500円

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成26年 3 月 28 日

鳥取県営病院事業管理者 渡 部 哲 哉

**鳥取県病院局管理規程第 4 号**

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例施行規程（平成 7 年鳥取県病院局管理規程第 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前				
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 略</p> <p>(長期入院診療料を徴収する入院)</p> <p><u>第 2 条 条例別表第 1 の 8 の表の企業管理規程で定める長期の入院は、平成18年厚生労働省告示第495号(厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養)第 2 条第 7 号に規定する入院とする。</u></p> <p>(病院に勤務しない医師等の利用に係る使用料の額)</p> <p><u>第 3 条 条例第 5 条第 3 項第 1 号に規定する使用料の額は、同条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる額の 8 割に相当する額とする。</u></p> <p>(災害補償等の対象となる利用に係る使用料の額)</p> <p><u>第 4 条 条例第 5 条第 3 項第 2 号の企業管理規程で定める給付又は支払の対象となる利用は、次の表の左欄に掲げる療養の給付等に係る利用とし、当該利用に係る使用料の額は、同表の右欄に定める額とする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>(短期入所の利用に係る使用料の額)</p> <p><u>第 5 条 条例第 5 条第 3 項第 3 号に規定する使用料の額は、1 月につき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123 号）第 29 条第 3 項第 1 号に掲げる額（食事の提供等をしたときは、その額に食事の提供等に係る実費等を基準として病院長が別に定める額を加算した額）とする。</u></p>	略	略	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 略</p> <p>(療養の給付等及びその使用料の額)</p> <p><u>第 2 条 条例第 5 条第 2 項ただし書の療養の給付等で企業管理規程で定めるものは、次の表の左欄に掲げる療養の給付等とし、当該療養の給付等に係る同項ただし書の企業管理規程で定める額は、同表の右欄に定める額とする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>(課税療養等に係る使用料の額)</p> <p><u>第 3 条 条例第 5 条第 2 項ただし書に規定する課税療養等に係る同項ただし書の企業管理規定で定める額は、同項に規定する療養費算定額に100分の105を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(長期入院診療料を徴収する入院)</p>	略	略
略	略				
略	略				

<p>(診療材料、装用器具、電気器具等に係る使用料の額)</p> <p><u>第6条</u> <u>条例第5条第3項第4号</u>に規定する使用料の額は、それぞれ材料、器具等の購入価格、利用に係る実費等を基準として病院長が別に定める。</p> <p>(病院における使用料又は手数料の減免)</p> <p><u>第7条</u> 略</p>	<p><u>第4条</u> <u>条例別表第1の8</u>に規定する企業管理規程で定める長期の入院は、平成18年厚生労働省告示第495号（厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養）<u>第2条第7号</u>に規定する入院とする。</p> <p>(診療材料、装用器具、電気器具等に係る使用料の額)</p> <p><u>第5条</u> <u>条例第5条第3項</u>の使用料の額は、それぞれ材料、器具等の購入価格、利用に係る実費等を基準として病院長が別に定める。</p> <p>(病院における使用料又は手数料の減免)</p> <p><u>第6条</u> 略</p>
--	--

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

鳥取県立中央病院院内保育所設置運営規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成26年 3 月 28 日

鳥取県営病院事業管理者 渡 部 哲 哉

#### 鳥取県病院局管理規程第 5 号

鳥取県立中央病院院内保育所設置運営規程の一部を改正する規程

鳥取県立中央病院院内保育所設置運営規程（平成24年鳥取県病院局管理規程第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(定員) 第 4 条 院内保育所の定員は、病児病後児保育以外の保育にあつては <u>50名</u> と、病児病後児保育にあつては 4 名とする。	(定員) 第 4 条 院内保育所の定員は、病児病後児保育以外の保育にあつては <u>20名</u> と、病児病後児保育にあつては 4 名とする。

附 則

この規程は、平成26年 4 月 1 日から施行する。